

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成28年7月28日(2016.7.28)

【公表番号】特表2015-522658(P2015-522658A)

【公表日】平成27年8月6日(2015.8.6)

【年通号数】公開・登録公報2015-050

【出願番号】特願2015-524291(P2015-524291)

【国際特許分類】

A 6 1 K 31/4985 (2006.01)

A 6 1 P 13/10 (2006.01)

A 6 1 K 45/00 (2006.01)

A 6 1 K 31/616 (2006.01)

A 6 1 K 31/192 (2006.01)

A 6 1 K 31/405 (2006.01)

A 6 1 K 31/121 (2006.01)

A 6 1 K 31/167 (2006.01)

A 6 1 K 45/06 (2006.01)

A 6 1 K 31/437 (2006.01)

【F I】

A 6 1 K 31/4985

A 6 1 P 13/10

A 6 1 K 45/00

A 6 1 K 31/616

A 6 1 K 31/192

A 6 1 K 31/405

A 6 1 K 31/121

A 6 1 K 31/167

A 6 1 K 45/06

A 6 1 K 31/437

【手続補正書】

【提出日】平成28年6月3日(2016.6.3)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

それを必要とする対象における排尿頻度を減少させるための医薬組成物の使用であって、前記医薬組成物が：

1つまたはそれ以上の鎮痛剤の有効量およびタadalafilの有効量を含む前記使用。

【請求項2】

請求項1に記載の使用であって、前記医薬組成物が即時放出、遅延放出、延長放出又はこれらの組み合わせを目的として配合される前記使用。

【請求項3】

請求項1に記載の使用であって、前記1つまたはそれ以上の鎮痛剤が延長放出を目的として配合されかつ前記タadalafilが即時放出を目的として配合される前記使用。

【請求項4】

請求項 1 に記載の使用であって、前記 1 つまたはそれ以上の鎮痛剤が遅延放出を目的として配合されかつ前記タダラフィルが即時放出を目的として配合される前記使用。

【請求項 5】

請求項 1 ~ 4 のいずれかに記載の使用であって、前記 1 つまたはそれ以上の鎮痛剤がアセトアミノフェンを含む前記使用。

【請求項 6】

請求項 5 に記載の使用であって、前記 1 つまたはそれ以上の鎮痛剤が 1 ~ 2 0 0 0 m g の量のアセトアミノフェンを含む前記使用。

【請求項 7】

請求項 1 ~ 6 のいずれかに記載の使用であって、前記医薬組成物が抗ムスカリン剤、抗利尿剤、鎮痙剤およびゾルビデムからなる群から選択される追加的薬剤をさらに含む前記使用。

【請求項 8】

それを必要とする対象における排尿頻度を減少させるための医薬組成物の使用であって、前記医薬組成物が：

1 つの薬剤あたり 1 ~ 2 0 0 0 m g の量の 1 つまたはそれ以上の鎮痛剤、及び、5 型ホスホジエステラーゼ阻害剤 (P D E 5 阻害剤) を含む有効成分を含み、

前記 1 つまたはそれ以上の鎮痛剤がアスピリン、イブプロフェン、ナプロキセン、ナプロキセンナトリウム、インドメタシン、ナブメトン、およびアセトアミノフェンからなる群から選択される前記使用。

【請求項 9】

請求項 8 に記載の使用であって、前記医薬組成物が即時放出、遅延放出、延長放出又はこれらの組み合わせを目的として配合される前記使用。

【請求項 10】

請求項 8 に記載の使用であって、前記医薬組成物が遅延放出を目的として配合される前記使用。

【請求項 11】

請求項 8 に記載の使用であって、前記医薬組成物が延長放出を目的として配合される前記使用。

【請求項 12】

請求項 8 ~ 1 1 のいずれかに記載の使用であって、前記 1 つまたはそれ以上の鎮痛剤がアセトアミノフェンを含む前記使用。

【請求項 13】

請求項 8 ~ 1 2 のいずれかに記載の使用であって、前記有効成分が抗ムスカリン剤、抗利尿剤、鎮痙剤およびゾルビデムからなる群から選択される追加的薬剤をさらに含む前記使用。

【請求項 14】

請求項 8 ~ 1 3 のいずれかに記載の使用であって、前記 P D E 5 阻害剤がタダラフィルである前記使用。

【請求項 15】

排尿の頻度を減少させるための医薬組成物であって：

1 つまたはそれ以上の鎮痛剤；

P D E 5 阻害剤；および

医薬品として許容できる担体を含み、

前記医薬組成物が： a) 前記 1 つまたはそれ以上の鎮痛剤が延長放出を目的として配合されかつ前記 P D E 5 阻害剤が即時放出を目的として配合される、 b) 前記 1 つまたはそれ以上の鎮痛剤が遅延放出を目的として配合されかつ前記 P D E 5 阻害剤が即時放出を目的として配合される、 c) 前記 1 つまたはそれ以上の鎮痛剤および前記 P D E 5 阻害剤が 2 ~ 1 2 時間の間にわたる延長放出を目的として配合される、および d) 前記 P D E 5 阻害剤および前記 1 つまたはそれ以上の鎮痛剤のそれぞれの 2 0 ~ 6 0 % が即時放出を目的

として配合され、かつ前記1つまたはそれ以上の鎮痛剤のそれぞれの残りが延長放出を目的として配合される、からなる群から選択される様式で配合される前記医薬組成物。

【請求項16】

請求項15に記載の医薬組成物であって、前記1つまたはそれ以上の鎮痛剤が延長放出を目的として配合されかつ前記PDE5阻害剤が即時放出を目的として配合される前記医薬組成物。

【請求項17】

請求項15に記載の医薬組成物であって、前記1つまたはそれ以上の鎮痛剤が遅延放出を目的として配合されかつ前記PDE5阻害剤が即時放出を目的として配合されることを特徴とする前記医薬組成物。

【請求項18】

請求項15に記載の医薬組成物であって、前記1つまたはそれ以上の鎮痛剤および前記PDE5阻害剤が2～12時間の間にわたる延長放出を目的として配合される前記医薬組成物。

【請求項19】

請求項15に記載の医薬組成物であって、前記PDE5阻害剤および前記1つまたはそれ以上の鎮痛剤のそれぞれの20～60%が即時放出を目的として配合され、かつ前記1つまたはそれ以上の鎮痛剤のそれぞれの残りが延長放出を目的として配合される前記医薬組成物。

【請求項20】

請求項15に記載の医薬組成物であって、腸溶コーティングでさらにコーティングされる前記医薬組成物。